

一般社団法人日本私立大学連盟 定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本私立大学連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、建学の精神に基づく各会員大学の独自性と私立大学の多様性を保証し、人類の未来に貢献する人間を育成するための基盤強化に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学の経営基盤強化に関する事業
- (2) 大学における教育研究・経営に関する支援及び情報の交換
- (3) 大学における教育研究・経営に関する調査研究
- (4) 大学の教職員及び学生の福利厚生に必要な事業
- (5) 大学における教育研究・経営に関する会誌及び著書の出版
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い大学（修業年限 4 年以上又は大学院のみを置く大学に限る。）を設置する学校法人を会員として組織する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になるには、別に定める規定により、総会の承認を得なければなら

ない。

2 入会を承認されたものは、入会金及び当該年度の会費を納入した日から会員となる。

(会員代表者の届出)

第7条 会員は、総会においてその会員のために議決権を行使する者（以下「会員代表者」という。）をあらかじめ定め、この法人に届け出るものとする。会員代表者に変更ある場合も同様とする。

(経費の負担)

第8条 会員は、この法人の事業活動に必要な費用に充てるため、総会において別に定める会費の額を支払う義務を負う。

(経営倫理綱領の遵守)

第9条 会員は、別に定められた「私立大学経営倫理綱領」の精神を尊重し、学校法人の経営に当たらなければならない。

2 前項にかかわる問題に対処するために、理事会は経営倫理委員会を置かなければならない。経営倫理委員会に関する規定は別に定める。

3 会員は、第1項の精神を実現するため、別に定められた「私立大学の経営に関する指針」を遵守し、学校法人の適正な運営を図らなければならない。

(退会)

第10条 会員は、この法人を退会しようとするときは、別に定める退会願を提出し、任意にいつでも退会することができる。ただし、一事業年度の途中において退会したときも、この法人の当該年度における費用を分担しなければならない。

2 会員が退会したときは、この法人に対する一切の権利を失うものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、これを除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 会員がその義務を怠り又はこの法人若しくは会員としての名誉を傷つけたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき

(2) 当該会員が解散したとき

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の入会及び退会
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な財産の処分
- (7) 収支予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 役員報酬
- (11) 理事会において総会に附議すべきものと決定した事項
- (12) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員が、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求した場合には、会長は、その請求があった日から速やかに総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会における会員の議決権は1個とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上35名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 会長及び副会長以外の理事のうち9名以上14名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第2項の副会長及び前項の常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、会員代表者の中から、総会が選任する。

2 会長は、理事の中から、理事会が選定する。

3 副会長は、会長が理事の中から指名し、理事会が選定する。

4 常務理事は、理事の投票により候補者を選出し、理事会が選定する。

5 前4項の選任手続は、別に定める規定により行う。

6 会長、副会長、常務理事、理事又は監事が会員代表者でなくなったときは、その資格を喪失し、第1項から第5項に準じて補欠選任を行う。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会が指定した順序により、会長の業務執行に係る職務を代行する。

4 副会長及び常務理事は、理事会において委任された業務を執行する。但し、定款の規定又は総会の決議に違反してはならない。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(会長及び副会長等の解職)

第26条 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって解職することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第28条 この法人は、理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

第29条 この法人に顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 顧問は、かつてこの法人の役員で、この法人の発展に顕著な功績のあったものうちから、理事会の推薦により総会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が職務を遂行するため必要とする場合及びこの法人の業務又は事務局の運営を図るため必要とする場合、この法人の会員の関係者のうちから理事会の議を経て、会長が委嘱する。

4 顧問及び参与に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

5 顧問及び参与に関する規定は別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、事業の遂行上必要があると認める場合には、委員会等を設置することができる。

3 委員会等は担当理事及び委員をもって構成し、委員はこの法人の会員である学校法人の役員及び教職員のうちから、担当理事の推薦に基づき会長が委嘱する。ただし、会長が必要と認めた場合には、この法人の会員である学校法人以外から委員を委嘱することができる。

4 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、次に掲げる事項は、理事現在数の3分の2以上の同意がなければならない。

- (1) 規則の制定改廃に関する事項
- (2) その他重要な事項

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、又、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、

官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、事務局長を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は清家 篤とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 (公益目的支出計画の実施完了に伴う改正：平成30年3月20日総会決定)
この定款は、平成30年3月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。